

〈研究ノート〉

犬の譲渡システム

— ティアハイム・ベルリンを事例として —

岩倉由貴

1. はじめに

日本では何らかの理由でペットを飼育できなくなると飼い主は自治体の収容施設などに連れていく。環境省によると、2011年度の犬猫の引取り数は約22万頭、そのうち、譲渡数は約3万頭、殺処分数は約17万頭である。譲渡数は年々増加しているものの、新しい飼い主が見つかるのはわずかで多くは処分されている。環境省が2011年度に行った一般市民へのアンケート調査によると、犬の入手経路は、「ペット販売業者の店舗販売で購入した」が33.5%と最も多く、「保健所や動物愛護センターなどで譲り受けた」は4.7%、「民間の動物愛護団体などから譲り受けた」は1.6%である¹⁾。また、特定非営利活動法人動物愛護社会化推進協会の調査においても「営利事業によるものから購入した」が66.6%と最も多く、「飼い主のいない犬を保護した、譲渡会などによって迎え入れた」は10.7%と低い²⁾。これらの調査が示すように、日本では譲渡の利用者は少なく（小田ら、2012）、譲渡がペット入手の一形態として根付いていないのが現状である。このような中、先の研究において、日本で譲渡が普及しない理由として、譲渡そのものが認知されていない点と譲渡動物の特性の2点を指摘した（岩倉、2013）。日本で譲渡を普及させるためにはどうしたらよいのか、本稿ではこの手がかりを得るために、犬の入手方法として譲渡が認知され、そして動物保護において先進的な対応をとっているドイツを事例に取り上げる。

ドイツの動物保護の歴史は古い。1800年代後半には国内に約200の動物保護団体があり、その時から譲渡は始まっている。法制度においては、ドイツは動物保護が憲法に取り込まれており、動物保護は国民の義務となっている。民法90a条では、「動物は物ではない」と定められており、2002年に改正されたドイツの憲法である基本法20a条では、国家目標とされていた自然的生活基盤（環境）保護に、新たに動物保護を加えることで動物保護を国家目標として確認した³⁾（浦川、2006）。「犬の保護に関する規則（Tierschutz-Hundeverordnung）」（2006年改正）では飼い主が守らなければなら

1) 中央環境審議会動物愛護部会（第33回）（平成24年10月23日開催）配布資料 資料2-2「参考資料」より http://www.env.go.jp/council/14animal/y140-33/mat02_2.pdf（アクセス日：2013年1月4日）

2) 特定非営利活動法人動物愛護社会化推進協会『第4回犬や猫の飼い主に対する意識調査アンケート結果報告～ペットとの出会いに関するアンケート（犬編）～（平成22年4月5日）』http://www.happ.or.jp/files/100419_enq_dog.pdf（アクセス日：2013年1月4日）

3) なお、日本の法律では、権利の主体としての「人」と権利の客体としての「物」という2分法を採用し、動物を「物」に分類してきた（青木、2006）。

ない項目が細かく定められており、違反すれば罰金や犬を取り上げられることもある⁴⁾。

動物保護のための獣医師連合会 (Tierärztlichen Vereinigung für Tierschutz e.V.: TVT) では、家畜や犬、猫などの動物の飼養に関する事、動物園やサーカス、野生動物、動物の運搬など、130ものガイドラインを出している。「犬の保護に関する規則」はこのガイドラインを法律化したものとなっている。また、TVTが出しているティアハイム条例の草案ではティアハイム運営のガイドラインが記されている。これらはガイドラインであるため法的拘束力はないが、獣医師が自主的に守ることで動物の福祉の向上に努めている。なお、ベルリンの獣医師法には「獣医師は動物保護を任命された職業である」と書かれている。

本稿では、ドイツ・ベルリンにあるヨーロッパ最大の動物保護施設、ティアハイム・ベルリン (Tierheim Berlin) における譲渡システムを取り上げる。そして、流通の観点から譲渡が普及している要因を検討する。なお、本稿の記述は、2013年2月に行った筆者によるティアハイム・ベルリンの調査結果の記録およびインタビュー調査の記録に基づく⁵⁾。また、本稿の対象は犬に限定する。

2. ティアハイムの概要

ティアハイム (Tierheim) とは、ドイツ語で「動物の家」をさす。Tier が動物、Heim が家を意味する。ベルリンにあるティアハイム・ベルリンはヨーロッパ最大の動物保護施設である。設立は1901年で、2001年に約50億円をかけて、サッカーコート約30面分の広さをほこる現在の施設に建て替えられた (太田, 2010)。動物の保護と新しい飼い主を見つけること (譲渡) が主な活動である (中川, 2012)。敷地内には動物の収容のみならず、常設の動物病院やカフェが併設されている。犬以外にも、猫やハムスター、馬、豚、鳥、エキゾチックアニマルなどが収容されている。年に4回広報誌を発行しているが、すべての動物を平等に扱うという考え方に基づいているため、広報誌には様々な動物が表紙を飾る。

「動物愛護が浸透しているドイツでも犬を捨てる人はいる」 (太田, 2010, p.104)。調査当時の犬の収容数は約470頭、譲渡数は平均年間100頭を超える。太田 (2010) によると、年間平均25万人が来訪し、平日には1日3匹程度、週末には8匹程度が譲渡され、収容した犬のうち約98%を新しい飼い主が引き取っていく。

(1) ティアハイムの位置づけ

ドイツには動物保護団体が数多く存在する。中でも、1881年に動物虐待に対する機関として創設されたドイツ動物保護連合 (連盟) (Deutscher Tierschutzbund e.V.) は、「16州の団体と700超の動物保護協会 (Tierschutzverein) が加盟」するヨーロッパ最大規模のものであり、「これら動物保護協会には500以上の動物保護施設 (Tierheim) 及び80万人以上の会員が含まれる」 (中川, 2012,

4) 「犬の保護に関する規則」に関しては、京子アルシャー氏が翻訳したものを使用している。資料の提供に深く感謝する。

5) 調査にあたっては、日本でドイツの動物保護施設に関する講演をするなど、動物保護施設や譲渡システムに詳しいドイツ在住の日本人獣医師・京子アルシャー氏にご協力いただいた (インタビュー実施日: 2013年2月8日, 10日)。また、ティアハイム・ベルリンやグリュエ・ネヴァルトを案内していただき、貴重な資料も提供して下さった。記して感謝申し上げる。なお、調査時から変更があった部分については主に脚注で示すこととする。

p 542)。

ティアハイムは地域ごとに活動をしている⁶⁾が、譲渡そのもののプロモーションや大規模なキャンペーン（例えば、現在問題となっている東欧で生まれた子犬の不買の呼びかけなど）は親団体であるドイツ動物保護連合（連盟）が担っている。譲渡のプロモーションとしては定期的に新聞や雑誌に動物保護の広告を出している。

(2) 特徴

ティアハイムの最大の特徴は殺処分が行われないことである。日本では年間約17万頭の犬猫が自治体の収容施設で殺処分されている。この殺処分が行われないという点がドイツの施設が目される最大の要因であるが、厳密に述べれば、安楽死は行われている。その数が絶対的に少ないのである⁷⁾。また、日本の収容施設では複数の犬を同時に殺処分するケースが多いが、ドイツでは獣医師による個別に薬を使った安楽死が行われている。そして、安楽死を行う際にも、ティアハイムの所長、ティアハイムにて動物の世話を担当している動物飼養士、獣医師や警察といった最低でも3人の見解が求められる。安楽死の判断に至った経緯や、所見、どのような処理を行ったのかはすべて記録され、安楽死後もその記録を5年間保存しなければならない。なお、2012年より中立性を保つため、外部の人間11人によって構成された倫理委員会によって安楽死の決定が行われている。「こんな犬でも好きだと言ってくれる人がいつか出てくるのだから、そのチャンスをできるだけ失わないように⁸⁾」という考えのもと、正当な理由がない限り、生存の機会が与えられているのである。

犬を譲渡した後に咬傷事件が起きるとその犬は安楽死の対象となるため、人に危険を及ぼさないことが犬の譲渡対象の基準となる。そのため、人間がコントロールできないなどの危険がなければ、原則、譲渡の対象となる。収容数の増加や高齢であるなどの理由で処分されることはなく、かつ、もし譲渡先が見つからない場合であっても処分されることはない。

また、動物の福祉を重視している点も特徴として挙げられる。ドイツでは「犬の保護に関する規則」にて、飼育環境や檻で飼育する場合は檻の広さなどの細かい規定がある。例えば、飼育環境の決まりとして、屋内であれば自然採光が確保されること、窓の大きさや照明、屋外であれば日陰に小屋を用意すること、その小屋は犬が負傷したり濡れないものにするなどがある。

3. ドイツにおける犬の流通

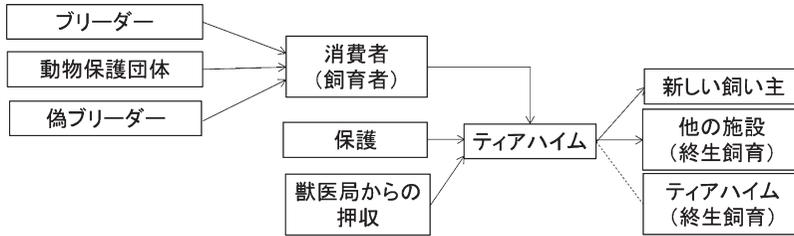
消費者が犬を入手する流れとティアハイムを中心とした犬の流入・流出を図示する(図表1参照)。消費者の犬の入手方法としては、大きく3つある。第1にブリーダーから購入する方法、第2に動物保護団体からの譲渡である。ドイツでは生体を販売するペットショップが少ないため⁹⁾、特に純血

6) ティアハイムで保護されている動物たちを紹介するという番組をローカルテレビにて放映していたティアハイムもあるという。

7) 収容される動物は1万～1万5千匹で、2012年に倫理委員会の決定によって安楽死となった動物の数は約10匹である(京子アルシャー氏によるティアハイム所長へのインタビュー調査より)。

8) 筆者によるインタビュー調査より。

9) 「犬の保護に関する規則」はペットショップにも適用されるため、日本のペットショップのように店頭で販売するにはコストがかかりすぎてビジネスとして成立しないという理由もある(太田, 2010)。1970年代ごろは犬のカatalog販売が行われていた。



図表 1 犬の流れ

出所) インタビュー調査より筆者作成

種の場合はブリーダーからの入手が中心となる。動物保護団体には、ティアハイムのように施設を保有する団体以外にも、施設を持たず、特定の犬種に特化した保護活動を行うブリードレスキュー団体があり、ここからも譲渡可能である。近年、東欧から連れてきた子犬をインターネットや市場で販売をする方法（「偽ブリーダー」と呼ばれる）が増加しており、問題となっている。これが第3の方法である。ドイツでは「犬の保護に関する規則」第2条第4項にて「8週齢以下で母犬と引き離してはいけない」と定められているが、第3の方法では生後4週齢頃には母犬と引き離され、販売に向け長距離輸送される。ドイツでの犬の販売価格は、ブリーダーからの入手の場合、ブリーダーによって異なるが1,000ユーロ前後、ティアハイムからの譲渡の場合は、個体によって差はあるが200ユーロ前後が中心である。これに対し、東欧から来る犬の場合は200～300ユーロ¹⁰⁾である。偽ブリーダーから購入する動機は主に価格が安いことにあるため、この価格の安さにより偽ブリーダーから購入するケースも増えている。上記の通り、「犬の保護に関する規則」にて「8週齢以下で母犬と引き離してはいけない」、「もし母犬から引き離す場合にはほかの子犬といっしょにすること」と定められているため、通常、生まれたての子犬を購入することはできない。入手できるのは生後8週齢以上経った犬になるが、偽ブリーダーからは生後4週齢頃の、より幼齢の犬を非常に安価で購入できる。

次にティアハイムを中心とした犬の流入・流出である。ティアハイム・ベルリンには1年間に200頭以上が流入する。その流れは主に3つである。第1に飼育者が飼育放棄をする場合である。ドイツでは動物保護の歴史が長く、動物に対する意識も高いが、飼育放棄をする人は存在する。その理由は、引っ越しや離婚、アレルギー、犬の問題行動など、日本で飼い主が飼育放棄をする理由とほとんど変わらない。第2に保護、第3に獣医局からの押収である。ドイツでは適切に飼育されていない場合、動物を現場から一時保護し、その動物はティアハイムに収容される。

一方、流出は、第1に譲渡として新しい飼い主が見つかる場合、第2に他の施設で終生飼養される場合である。これに加え、流出ではないがティアハイムで終生飼養という場合もある¹¹⁾。譲渡できない動物はスポンサーを募集することでティアハイム、もしくは外部の適切に飼育できる施設に移動される。上述の通りティアハイムは殺処分を行わない施設であるため、飼い主が見つからないという理由だけで処分されることはない。

なお、2013年はじめに Zoo Zajak という大型ペットショップが子犬の展示販売を開始し、話題になった。

10) ポーランドの市場では100ユーロ以下で販売される犬種もいる。

11) 犬の移動はないため、図では点線で表示している。

また、一生投薬を必要とする動物や高額な獣医療費がかかる動物にもスポンサーがついており、その動物が譲渡された場合でもスポンサーからの援助は継続して行われる。一生投薬を必要とする動物の獣医療費もティアハイムが負担をする。これが譲渡の際の条件として提示される。

なお、日本で動物愛護センターなどの自治体の施設から譲渡される場合はほぼ無料であるが、ティアハイムでは譲渡手数料として料金が発生する。その料金は個体によって異なり、収容期間、大きさ、健康状態、ティアハイムで手術を受けたかどうかなどが加味される。例えば、病気を持っているため治療費がかかっている場合、やや高くなる傾向にある。また、捕獲されたのか、それとも飼い主が連れてきたのかによっても異なる。捕獲された犬の場合、ワクチンを打っているかどうか、不妊去勢の手術を受けているかどうか分からないからである。これらはやや高くなる傾向にある。

4. ドイツの譲渡システム

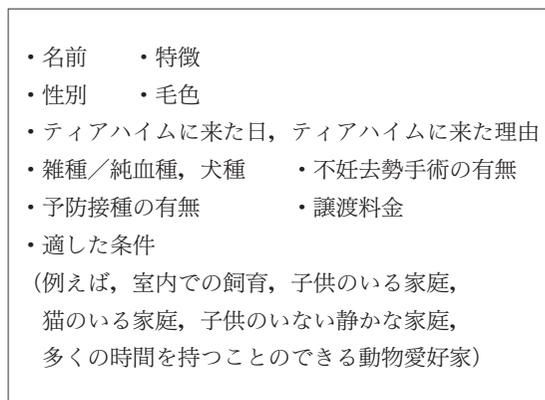
(1) 譲渡の流れ

譲渡希望者に犬が譲渡されるまでの流れは図表2のとおりである。譲渡の流れは譲渡希望者がティアハイムに来ることから始まる。譲渡の歴史が長いことから、ドイツ国民の多くは譲渡されることを知っているという。施設へは誰もが自由に訪れることができ、譲渡対象の動物舎にも自由に入ることができる。各動物の前にはその動物の情報が書かれたものが掲示されている(図表3参照)。スポンサーがいる場合には、譲渡後にはどういう支援があるのかを具体的に記したものが上記の動物の情報の他に掲示されている。譲渡希望者は自分たちで犬を見て回り、気になる犬がいたら、犬舎の前にあるその犬の情報が書かれたカードを動物の世話を担当している動物飼養士のところへ持っていき、例えば、ティアハイムに来た経緯、性格、問題点など、その犬に関する情報を飼養士から得る。飼養士は日常の世話により犬の性格を把握している。実際に犬舎から犬を出して、譲渡希望者が譲渡を希望する犬と散歩や触れることで相性を確認する。その後、譲渡申込書を提出し、飼育希望動物との適合性を確認する時間を設ける。この確認する時間は、飼育を希望する人間や犬によって異なり、1泊2日のトライアルをする場合や複数回譲渡希望者がティアハイムに通う場合



図表2 譲渡の流れ

出所) インタビュー調査をもとに筆者作成



図表3 掲示情報の例

出所) 筆者翻訳

もある。犬の飼育経験者であればトライアルをせずにすぐに譲渡というケースもある。すでに犬やほかの動物を飼っている場合はその動物たちとの相性もあるので、自宅に連れて帰りそれらを確認することも重要となる。トライアル終了後、再度ティアハイムに連れてきて、家族や他の動物との相性といったトライアルの様子を飼養士に伝え、このトライアルで問題がなければ譲渡成立となる。

(2) 譲渡申込書

譲渡を希望する犬が決まり、トライアルをする際に提出しなければならないのが譲渡申込書である(図表4参照)。希望者が自分で書き込む情報用紙であるが、譲渡したもの、飼育できず再度ティアハイムに戻ってくることを防ぐため、多くの情報の記入が求められるとともに、この申込書で不明な点があったら譲渡は成立しない。したがって、この書類はすべての譲渡希望者に譲渡をするのではなく、飼育できる飼い主を譲渡対象者として選別するという重要な役割を果たしている。

例えば、一人暮らしで就業している人は犬の譲渡対象者になりづらい。自宅外で仕事をしていれ

<p>名前, 住所, 電話番号などの連絡先</p> <p>1. 一時的に上記住所以外にすることはありますか→<input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ 「はい」の場合, その住所を記入 電話連絡をするのに都合のよい時間はいつですか 賃貸住宅ですか→<input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ 「はい」の場合, 貸主に動物飼育の許可を得ていますか →<input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>わからない</p> <p>2. 職業についていますか→<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>はい (時～ 時まで)</p> <p>3. 子供はいますか→<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>はい (才)</p> <p>4. 譲渡を希望する動物の飼育経験はありますか→<input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p>5. 動物をどこで飼育しますか→<input type="checkbox"/>集合住宅(マンション)/<input type="checkbox"/>一軒家/<input type="checkbox"/>庭など: ()</p> <p>6. 希望する動物は自分のためですか→<input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p>7. 家族に動物のアレルギーの方はいますか→<input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p>8. 犬の場合, 1日3回, 最低2時間の散歩を実行できますか→<input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p>9. 既に他の動物を飼育していますか→<input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ 「はい」の場合, 動物の種類 () ワクチンは接種していますか→<input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ これまでにティアハイムから動物を譲渡されたことはありますか→<input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ いつ, どのティアハイムですか ()</p> <p>10. 動物虐待で摘発されたことはありますか→<input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p>11. ベルリン動物保護団体のメンバーもしくは寄付者ですか →<input type="checkbox"/>はい (メンバー・寄付者番号) <input type="checkbox"/>まだメンバーではありませんが興味はあります。相談します。 <input type="checkbox"/>今日メンバーになります: 年会費 <input type="checkbox"/>30ユーロ <input type="checkbox"/>45ユーロ <input type="checkbox"/>60ユーロ <input type="checkbox"/> ()ユーロ 支払い <input type="checkbox"/>3か月毎 <input type="checkbox"/>半年毎 <input type="checkbox"/>毎年 <input type="checkbox"/>振込 <input type="checkbox"/>銀行引き落とし <input type="checkbox"/>いいえ, 理由 ()</p>
--

図表4 譲渡申込書

ば長時間家を空けることになるからである。申込書に仕事をしている場合は就業時間を記入する欄があり、ここに朝8時から夕方5時までと記入した場合、ティアハイム側からは、その時間に犬はどのような指摘される。この時間は家で留守番をさせると答えると、長時間犬が一匹で過ごすことになるため譲渡は成立しない。また、職場に連れていくと答えると、職場の住所を記入することになり、日中飼い主に代わり散歩に連れ出すという企業もしくは個人の散歩サービスに依頼すると答えると、その散歩サービスの住所を記入することになる。これらは申込書に記入する情報であるが、譲渡後には、申込書に記載された情報が正しいかどうか、抜き打ちで検査が行われ、そのときに使用されるものでもある。上記項目において、職場に連れていくと書いたにもかかわらず、抜き打ち検査の時に職場にいないと問題となり、場合によっては、譲渡後であっても再度犬はティアハイムに戻されることとなる。

特に犬は、散歩が必要など、飼育に関して条件の厳しい動物であるため、一人暮らしで仕事をしている、かつ犬の飼育経験がない場合は譲渡の成立は非常に難しい。犬の飼育が難しいと判断された場合は、希望者のライフスタイルなどを勘案し、うさぎや猫など、他の動物を勧められることもある。

5. おわりに

本稿ではティアハイム・ベルリンを事例に、ドイツの譲渡システムを概観した。ドイツにおける犬の入手方法には、①ブリーダーからの購入、②動物保護団体からの譲渡、③偽ブリーダーからの購入、という大きく3つがある。生体を販売するペットショップが少ないことから、日本とは異なりペットショップでの購入は少ない。したがって、近年増加したものである偽ブリーダーからの入手、および、本稿の問いである譲渡を除くと、主な入手先としてはブリーダーからのみとなる。本稿では流通の観点から整理することで、入手先が限定されていることが、譲渡普及の要因の1つであることを見出した。入手先が限定されていることで譲渡は普及するが、問題もある。近年、増加している偽ブリーダーの問題は、入手先が限定されたことにより発生した問題であると指摘できよう。また、流通が限定的になった背景にはドイツにおける動物の保護や動物の福祉に対する高い意識を指摘できる。この高い意識は長い年月をかけて醸成されたものであり、このような意識があるからこそ、犬を引き取るという譲渡が定着したと言えよう。

ティアハイムからの流出をみると、譲渡か、ティアハイム内もしくは外部の施設にて原則、終生飼養されることとなる。譲渡においては、ティアハイム自身が譲渡対象者を選別することで一定の譲渡対象者の質を確保している。また、譲渡後も抜き打ち検査や賛助会員として飼育者との長期的な関係を構築している。

東京都動物愛護センター多摩支所では、致死処分数減少のために力を入れることとして譲渡事業の拡大を挙げており、具体策として譲渡対象団体を増やすこと、東京都の譲渡事業のPRを挙げている(道下・長田・佃, 2008)。ティアハイムではティアハイム自身が譲渡を行っていることから、譲渡対象団体を増やすというこの具体策はティアハイムの方式とは異なるものである。むしろ保護施設内だけの譲渡にとどまらず、人の集まる場所に出て譲渡会を開催するという、アメリカの保護施設で行われることのある移動譲渡会に近いものと考えられる¹²⁾。

日本では、「動物の愛護及び管理に関する法律」が2012年に改正され、翌年9月に施行された。そこでは終生飼養の責任があることが明記され、都道府県等においてはこの終生飼養に反する理由による引取を拒否できるようになった。また、近年、保健所を舞台とした映画が公開されるなど、ペットの殺処分の問題への関心は高まっている。今後はアメリカにおける譲渡システムを整理し、本稿で取り上げたドイツのものと比較分析することで、日本型の譲渡普及に向けたモデルを考案していきたい。

謝辞

本稿は平成24年度札幌大学研究助成制度による研究成果である。また本稿の作成においては京子アルシャー氏にインタビュー調査にご協力いただいた。記して感謝申し上げる。

参考文献

- 青木人志 (2006) 「動物をめぐる法文化——日欧比較の視点から」『季刊東北学』9, pp.92-101。
- 岩倉由貴 (2013) 「社会問題の解決に向けた市場創造アプローチの検討——犬の譲渡普及促進に向けて——」『経済と経営』(札幌大学) 43(2), pp.63-72。
- 道下久美・長田典子・佃博之 (2008) 「東京都動物愛護相談センター多摩支店における収容犬の返還および譲渡に関する考察——致死処分数減少に向けて——」『獣医畜産新報』61(1), pp.60-63。
- 中川亜紀子 (2012) 「ドイツにおける動物保護の変遷と現状」『四天王寺大学紀要』54, pp.535-548。
- 小田菜月・黒坂悠子・山口恵実・小泉聖一・小林信一 (2012) 「犬猫の里親会に関する調査」『ヒトと動物の関係学会』31, p.68。
- 太田匡彦 (2010) 『犬を殺すのは誰か ペット流通の闇』朝日新聞出版。
- 浦川道太郎 (2003) 「ドイツにおける動物保護法の生成と展開——付・ドイツ動物保護法(翻訳)——」『早稲田法学』(早稲田大学法学会) 78(4), pp.195-236。

12) アメリカの取組みについては岩倉 (2013) を参考にされたい。なお、ドイツでは移動譲渡会は行われていない。